石川県特定最低賃金専門部会 第 1 回機械·自動車合同部会

令和7年10月15日(水) 10時00分から12時00分まで 金沢駅西合同庁舎2階 会議室

【資料目次】

		ページ
1	令和7年度特定最低賃金専門部会委員名簿/事務局名簿	
	機械部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	自動車部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	最低賃金審議会令(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	石川県特定最低賃全専門部会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

機械部会委員名簿

(令和7年10月1日現在・五十音順)

区分		氏	名	í	現 職
公	* 木	^{むら} 村		ชุร ไ	ののいち法律事務所 弁護士
益代	^{なが} 長	tb 澤	บร 裕	子	坂井法律事務所 弁護士
表	tis 村	井		^{มาง} 充	中村・村井法律事務所 弁護士
労働	九	の 野	こう 光	^{すけ} 佑	JAM北陸 副書記長
者	b 	^{さわ} 澤	ta 春	· 樹	JAM石川製作所労働組合 執行委員長
代表	р ≢ Ц	下	_{とし} 敏	ชร รี	JAM津田駒工業労働組合 執行委員長
使用	かわ 	島	直	ゅき 之	株式会社別川製作所 代表取締役社長
者代表	td 橋	_{もと} 本	_{まさ} 政	人	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	* と 本		_{ゆう} 裕	いち <u>—</u>	株式会社本螺子製作所 代表取締役社長

自動車部会委員名簿

(令和7年10月1日現在・五十音順)

区分		氏	名		現 職
公	木	^{むら} 村		บรบ รี	ののいち法律事務所 弁護士
益代	^{なが} 長	^{さわ} 澤	บร 裕	子	坂井法律事務所 弁護士
表	^{むら} 村	井		^{みつる} 充	中村・村井法律事務所 弁護士
労働	九	の 野	こう 光	^{まけ} 佑	JAM北陸 副書記長
者	te H	^{なか} 中	_{たか} 隆	ゅき 之	ジェイ・バス労働組合 執行委員長
代表	^{なか} 中	_{むら} 村	^{えい} 栄	いち <u>—</u>	JAM大同工業労働組合 執行委員長
使用	^{さな} 眞	të H	# t	_ຫ ຫ 則	大同工業株式会社 取締役管理本部長
者代	at l 橋	もと 本	_{まさ} 政	<u>ځ</u>	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
表	_{みつ} 光	р ≢ Ц	^{もり} 盛	^{あき} 昭	ジェイ・バス株式会社 常務執行役員

石川地方最低賃金審議会事務局名簿

(令和7年10月1日現在)

氏 名	現 職
はそ かい ひる ゆき 細 貝 浩 之	労働基準部長
かわ の ひで とし 河 野 英 俊	賃金室長
いし ま やすと し 石 間 康時士	賃金室長補佐
南 出 清 一	給付調査官
春名千枝	賃金調査員

最低賃金審議会令(抄)

昭和 34.5.4 政令 163号 改正昭和 45.5.30 政令 151号 改正平成 11.12.3 政令 390号 改正平成 12.6.7 政令 309号 改正平成 13.9.27 政令 317号 改正平成 20.4.25 政令 151号 改正平成 22.8.4 政令 178号 改正平成 28.6.17 政令 238号 (施行 平成 28年6月21日)

(最低賃金専門部会)

- 第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあっては、委員)の数は、9人以内とする。
- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低 賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 <u>審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会</u> の決議とすることができる。
- 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

石川地方最低賃金審議会 石川県特定最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月8日改正

(規程の目的)

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と 認めたときのほか、石川労働局長(以下「局長」という。)又は 公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む3人以上 の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、 第1回会議は、局長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

- 第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、 その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
 - 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、 あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

- 第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは 団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な 意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ がある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
 - 2 会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令 に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審 議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項 は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年9月24日より施行する。